

令和8年度【4月1日入室用】

# 放課後児童クラブ入室のてびき

|      |                                                          |
|------|----------------------------------------------------------|
| 受付期間 | 令和7年10月15日(水)～10月21日(火)<br>※日曜除く<br>※郵送の場合、10月21日(火)消印有効 |
| 受付時間 | 午前8時30分～午前11時30分<br>午後1時00分～午後5時00分                      |
| 受付場所 | 桶川市役所 保育課(2階)                                            |

●例年、混雑時は1時間以上お待ちいただくことがございますので、出来るだけ混雑時を避けてご来庁くださいますようご協力をお願いいたします。

【混雑が予想される時間帯】 初日10月15日(水)の終日、各日の午前中

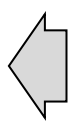
【ご案内がしやすい時間帯】 各日の午後2時以降(初日を除く)

●受付期間中は桶川市保育課公式 X(@oke\_hoiku)で受付の待ち状況を随時ポストします。

●本書をよくお読みのうえ、入室申込みに必要な書類を全て揃えてからお申し込みください。

●ご不明点や相談したいことがある方は、受付期間前に電話または窓口にてお問い合わせください。

●同時にきょうだいの放課後児童クラブや保育施設等を申し込む場合、添付書類(就労証明書等)は申し込む児童全員分の枚数をご準備ください。(コピー可)



桶川市 HP をご確認ください。  
様式のダウンロードもできます。



## 1 施設一覧 (令和7年9月現在)

| 名称          | 場所        | 定員  | 電話                           | 住所         |
|-------------|-----------|-----|------------------------------|------------|
| 桶川西放課後児童クラブ | 桶川西小学校敷地内 | 118 | 048-786-2407<br>048-786-3810 | 下日出谷 836-7 |
| 加納放課後児童クラブ  | 加納小学校敷地内  | 66  | 048-728-4181                 | 坂田 883-35  |
| 桶川東放課後児童クラブ | 桶川東小学校敷地内 | 130 | 048-728-4543<br>048-728-5567 | 坂田西 1-7-23 |
| 川田谷放課後児童クラブ | 川田谷小学校敷地内 | 32  | 048-786-5181                 | 川田谷 4214-4 |
| 桶川放課後児童クラブ  | 桶川小学校敷地内  | 120 | 048-773-5693<br>048-773-1894 | 西 1-4-8    |
| 日出谷放課後児童クラブ | 日出谷小学校敷地内 | 70  | 048-786-3753                 | 上日出谷 885-5 |
| 朝日放課後児童クラブ  | 朝日小学校敷地内  | 120 | 048-774-2523                 | 朝日 2-18-26 |

## 2 開室時間及び休室日

|      |                                                                                                             |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開室時間 | (1)平日(月曜日～金曜日)……………下校 ～ 午後 7 時00分<br>(2)学校休業日(土曜日・夏休み等)・午前 7 時 30 分 ～ 午後 7 時00分<br>※下校時以外は保護者による児童の送迎が必要です。 |
| 休室日  | (1)日曜日、国民の祝日・振替休日<br>(2)年未年始(12月29日から1月3日まで)<br>(3)市長が特に認めたとき<br>(災害や台風の接近・大雪等により開室が難しい場合など)                |

### 3 利用要件および入室承諾期間

桶川市立の小学校に就学している児童であって、児童の保護者及び同居する18歳以上65歳未満の親族等のいずれもが、就労等により昼間家庭で保育できないことが常態※であり、下記の保育の必要な事由に該当すること。(高校生除く)

※「常態」の目安…午後2時30分以降に保護者が児童の面倒を見ることができない日が月曜日～土曜日のうち3日以上ある状態が1か月以上続くこと。(長期休業期間中は、月曜日～土曜日のうち3日以上、開室時間のうち3時間以上、就労等により昼間に家庭で保育できない場合とします。)  
なお、目安を満たさない場合、審査により「不承諾」となる場合があります。

| 項目  | 保育の必要な事由                                                       | 入室承諾期間                                                           |
|-----|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 就 労 | 月64時間以上、就労していること。<br>※育児休業中の場合、令和8年4月30日までに育児休業が終了する方が対象となります。 | 令和8年4月1日～<br>令和9年3月31日<br><br>又は<br>就労・就学している期間、<br>介護・疾病等に要する期間 |
| 就 学 | 月64時間以上、学校教育法に規定する学校、専修学校等または職業訓練校に通学していること。                   |                                                                  |
| 介護等 | 月64時間以上、同居の親族等を介護・看護していること。                                    |                                                                  |
| 疾病等 | 疾病・負傷のため入院、または居宅内での療養が必要であるか、身体または精神に障害を有し、身体障害者手帳等を所持していること。  |                                                                  |
| 災 害 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。                                     |                                                                  |
| その他 | 市長が、児童健全育成上、必要と認めたとき。                                          | 出産予定月の前後各2ヵ月<br>(最長5ヵ月)                                          |
| 出 産 | 妊娠中か出産後間がないこと。                                                 |                                                                  |
| 求職中 | 会社訪問や面接など、居宅外で求職活動をしていること。<br>※クラブの受入れ状況によっては、受付を保留する場合があります。  | 入室後2ヵ月                                                           |

### 4 負担金(料金)

#### (1)算定方法

負担金は、下記の放課後児童クラブ負担金月額表に基づき算定します。

※月額表の金額のほか、おやつ代2,000円がかかります。(生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)に属する児童については免除)

※原則、利用日数に関わらず負担金及びおやつ代は月額分かります。

<放課後児童クラブ負担金月額表>

| 区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                           |      |                          | 金額(円) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------|--------------------------|-------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)に属する児童に係る負担金                                       |      |                          | 0     |
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 非課税の世帯                                                                    |      |                          | 0     |
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 児童の保護者である世帯員の現年度分(4月から8月までの間は、前年度分)の市町村民税の所得割課税額の合計が、右の区分に該当する場合の児童に係る負担金 | 課税世帯 | 1円以上 24,000円未満の世帯        | 2,500 |
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                           |      | 24,000円以上 68,400円未満の世帯   | 3,400 |
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                           |      | 68,400円以上 112,800円未満の世帯  | 4,400 |
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                           |      | 112,800円以上 184,500円未満の世帯 | 5,700 |
| 7                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                           |      | 184,500円以上 251,300円未満の世帯 | 8,100 |
| 8                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                           |      | 251,300円以上の世帯            |       |
| <p>① 世帯とは、住民基本台帳法に規定する世帯のほか、他の世帯で放課後児童クラブに入室する児童と生計を一にする者がいる場合は、この者を含めたものをいう。</p> <p>② この表における市町村民税の所得割課税額を計算する場合には、次のア～オの規定は適用しない。</p> <p>ア 寄付金税額控除 地方税法第314条の7   イ 外国税額控除 地方税法第314条の8</p> <p>ウ 配当割・株式譲渡割 地方税法第314条の9   エ 配当控除 地方税法附則第5条第3項</p> <p>オ 住宅借入金等特別税額控除 地方税法附則第5条の4第6項、同条の4の2第6項</p> <p>(注) 上記の控除前の金額で算定されます。</p> <p>③ 同一世帯から2人以上の児童が入室している場合においては、当該入室している児童のうち最年少の児童1人を除いた者に係る負担金の額は、半額とする。</p> <p>④ 月の途中で児童が入室又は退室した場合においては、その月の負担金の額は、日割り計算により算定し、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。(転出・長期休暇入室等)</p> |                                                                           |      |                          |       |

#### (2)納付方法

納付方法は、原則、全員口座振替です。

口座登録に必要な書類を承諾通知に同封いたします。必要書類が収税課に届いた翌月分以降から反映されます。

※口座振替日は毎月末です。(月末日が土日・祝日にあたる場合は翌営業日になります。)

※小学校の給食費口座とは異なります。別途「放課後児童クラブ負担金」の口座登録が必要です。

## 5 受付から手続きまでの流れ

### (1) 受付

|      |                                                          |
|------|----------------------------------------------------------|
| 受付期間 | 令和7年10月15日(水)～10月21日(火)<br>※日曜除く<br>※郵送の場合、10月21日(火)消印有効 |
| 受付時間 | 午前8時30分～午前11時30分<br>午後1時00分～午後5時00分                      |
| 受付場所 | 桶川市役所 保育課(2階)                                            |

#### 【混雑が予想される時間帯】

- 初日10月15日(水)の終日
  - 各日の午前中
- 混雑時は1時間以上お待ちいただく場合がございます。  
公営クラブに在室中の方には、クラブでの受付日を別途ご案内します。

#### 【注意点】

- ・申込みの内容に変更が生じた場合は、必ず保育課へ追加書類を提出してください。
- ・受付期間後の変更については、原則、1次選考には反映させることはできません。
- ・入室決定は先着順ではありません。

#### 【郵送の注意点】

- ・10月21日(火)までの消印有効となり、以降の日付の申込は2次受付となります。
- ・不備がある場合は、受付できません。
- ・受領証の発行が必要な場合、切手貼付済のはがきを同封してください。
- ・郵便事故等による未着の責任は負いかねます。配達を確認できる簡易書留等の利用を推奨します。

### \*4月のみの取り扱い

#### 【民営放課後児童クラブと併願する場合】 ※7ページ参照

公営放課後児童クラブと民営放課後児童クラブを同時に申込みする場合、上記のとおり保育課(桶川市役所2階)で受付します。申込みにあたっては、別紙「放課後児童クラブ申込状況確認表」の注意事項の内容を必ずご確認ください。

5月以降に併願する場合は、各民営放課後児童クラブに直接お申込みください。

### (2) 審査・選考

保育の必要な事由について書類審査を行い、選考を行います。

- ・定員を超える申込みがあった際は、保育の必要性が高い児童を優先します。
- ・事業主や勤務先へ就労の実態などを確認する場合があります。
- ・書類の記載内容に虚偽があったときは申込みを無効とします。
- ・お子さんの発育状況や生活習慣の様子等をより理解するために、面接等をさせていただく場合があります。

### (3) 結果通知(2月上旬)

入室承諾通知書、入室待機通知書、入室不承諾通知書のいずれかを送付します。

※入室承諾後に申込内容に変更が生じた場合は、入室承諾を取り消す場合があります。

#### 【承諾の方】

|                               |                                                                                                                                    |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 口座振替依頼書郵送提出<br>(2月～3月下旬まで)    | 負担金のお支払いをいただく口座の登録に必要な書類です。兄弟の入室などで、過去に放課後児童クラブの振替口座を登録したことがある方は手続き不要です。<br>※ゆうちょ銀行はゆうちょ銀行窓口にてお手続きください。                            |
| 入室説明会<br>(3月中旬)<br>※例年、土曜日に実施 | 新1年生と初めて入室される児童(2～6年生)の保護者を対象に、持ち物やクラブの生活について説明会を行います。<br><u>場所:入室が決定した放課後児童クラブ</u><br>※説明会当日に提出いただく書類および利用案内は、入室承諾通知書と一緒に郵送いたします。 |

#### 【待機の方】

利用要件を満たしていますが、希望者が定員を超えているため、令和8年4月当初からは、ご利用いただくことができません。  
入室審査は毎月行い、入室が可能になり次第、ご連絡させていただきます。  
(選考結果通知は初回のみとなります。入室が可能となった場合に通知いたします。)  
※継続審査が不要になった際は、保育課に「申込取下願」をご提出ください。  
※この入室申込書は、令和9年3月31日まで有効です。  
※次の場合は、入室選考に関わりますので、必ず保育課へご連絡ください。  
①世帯員に変更があったとき  
②就労状況が変わったとき  
③申込みを取り下げたいとき

#### 【不承諾の方】

利用要件の「昼間家庭で保育できないことが常態である」目安を満たしていません。以後、選考を行いません。

負担金決定  
(4月初旬)

負担金決定通知書を送付します。  
口座振替の場合・・・4月分 ⇒ 4月末日  
※毎月、月末に引き落としいたします。

## 6 申込みに必要な書類

- ◆①～⑦までの書類をすべて児童1人につき1枚ずつ提出した時点で正式な申込みとなります。(④は該当者のみ)
  - ◆①②③⑤⑥⑦の書類は桶川市ホームページからもダウンロードできます。
  - ◆同時に弟妹の保育施設等を申請する場合、就労証明書は写しで構いません。申込人数分の枚数をご用意ください。
- ※民営クラブ併願の場合は、提出された申込書類の写しを市から民営クラブに提供します。(4月入室申込時のみ)

### ① 放課後児童クラブ入室申込書

### ② 児童家庭調査書

※必ず日中に連絡可能な連絡先を記入してください。  
 ※保護者が単身赴任の場合、会社名の欄に本人の住所(または所在地)を記入してください。

### ③ 保育を必要とすることの証明書 (きょうだいで同時申込の場合、1部原本、他コピー可)※下表参照

保護者および同居する18歳以上65歳未満の親族等全員分(祖父母等の同居・別居について、住民票上は世帯分離していても同一住所にお住まいの場合、同居の扱いになります。ただし、同一住所でも別棟にお住まいの場合は別居扱いになります。また、高校生は不要です。)

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 就労の場合                 | <b>就労証明書</b><br>・令和7年9月1日以降に証明されたもので令和8年4月1日時点の内容を記載してください。<br>・就労が内定している場合も就労予定を記載してください。<br>・現在、就職活動中の学生の場合は、2)の「就学」として必要書類を提出してください。就労が決まり次第、就労証明書の提出が必要です。<br>・必ず事業主が記入してください。本人が記入したものは無効です。(自営業の場合は本人が記入)<br>・有期雇用の場合は、雇用期間の終了までが承諾期間となります。(雇用期間が終了する前までに、新しい雇用期間の就労証明書の提出が必要です。)<br><div> <b>・自営業の場合、以下の添付書類を併せて提出してください。</b><br/>           客観的に事業を行っていることが分かる書類の写し<br/>           例:個人事業の開業届、確定申告書の控え、源泉徴収票、申込み日前月分の仕入伝票や報酬記録等         </div> |
| 2) 就学・出産・障害・疾病・その他の理由の場合 | <u>(a)と(b)両方の提出が必要です。</u><br><b>(a)保育を必要とする状況申告書</b><br>令和8年4月1日時点の状況が分かるよう記載してください。<br><b>(b)理由別に以下の書類を添付</b><br><b>【就学】</b> 在学証明書及び授業の時間が分かるカリキュラムの写し<br><b>【出産】</b> 母子手帳の表紙及び分娩(出産)予定日記載のページの写し<br><b>【障害】</b> 手帳等の写し<br><b>【疾病】</b> 診断書の写し(診断書(証明日が令和7年9月1日以降のもの)には、「患者氏名・診断名・症状経過等・治療期間と通院回数・看(介)護や自宅安静の必要性又は家庭生活への影響」の記入が必要です。)                                                                                                                  |
| 3) 介護・看護の場合(同居の親族に限る)    | <u>(a)と(b)両方の提出が必要です。</u><br><b>(a)介護・看護状況申告書</b><br><b>(b)介護・看護を受ける人の診断書又は手帳等の写し</b> (診断書(証明日が令和7年9月1日以降のもの)には、「患者氏名・診断名・症状経過等・治療期間と通院回数・看(介)護や自宅安静の必要性又は家庭生活への影響」の記入が必要です。)                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 4) 求職中の場合                | <b>求職中の状況申告書</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

### ④ 添付書類 (該当者のみ提出)

|                           |                                                                                                                                                    |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ひとり親の方                    | <b>児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費受給資格証の写し</b><br>(対象外世帯の場合は戸籍謄本等)<br>※児童家庭調査書の「家庭状況」の欄に記入してください。<br>※上記書類が間に合わない場合、離婚届受理証明書でも構いません。上記書類が整い次第、早急に提出してください。 |
| 離婚調停(裁判)中で、ひとり親の扱いを希望する場合 | <b>離婚調停(裁判)を証明する書類</b><br>※公的な証明書等がない場合は、両親の保育を必要とする証明書類の提出が必要です。                                                                                  |
| 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者の方    | <b>生活保護受給証明書の写し</b>                                                                                                                                |
| 令和7年1月1日時点で桶川市内に住民票がなかった方 | <b>令和7年度 課税非課税証明書等 課税状況が分かる書類</b><br>※P5 申込時の注意事項(3)をご確認ください。                                                                                      |

### ⑤ 健康調査票

必要に応じ、本人の診断書や障害者手帳、療育手帳、アレルギー疾患用学校生活管理指導表等を添付してください。

### ⑥ 放課後児童クラブ申込状況確認表(4月申込時のみ)

公営クラブは通学予定の小学校敷地内に設置されているクラブのみ申請可となります。  
 併願申込を市で受け付けるのは4月入室申込時のみです。5月以降の申込は各民営クラブへお願いします。

### ⑦ 重要事項確認表

## 7 申込時の注意事項

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)育休明け・産休明けでの申込み                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>令和8年3月31日から令和8年4月30日までに育児休業が終了し、令和 8 年5月1日までに復職する方が対象です。復職後、復職済みと記載された就労証明書を令和 8 年5月15日(金)までに提出してください。</p> <p>※入室月の翌月1日までに復職しない場合の育児休業中の申込みはできません。</p> <p>※復職とは、「育児休業・産後休業を取得している勤務先に復帰すること」です。申込み時とは別の勤務先に転職しても復職したことにはなりません。事前にご相談ください。</p> <p>(申込み時の勤務条件を基に選考していますので、復職後の勤務条件はこれと同等以上であることが必要です。復職前後で部署の異動、派遣先の変更があった場合も同様です。)</p> |
| (2)妊娠・出産での申込み                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>出産を理由に入室された場合、出産予定日(分娩予定日)の翌々月末で退室となります。引き続き入室を希望する場合は、退室予定月の15日までに利用要件を満たす必要書類を提出してください。</p>                                                                                                                                                                                                                                         |
| (3)令和7年1月1日時点で桶川市内に住所がなかった方                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>放課後児童クラブ負担金の算定において、令和7年1月1日時点で桶川市内に住所がなかった方は、入室決定後に下記の書類いずれかの提出が必要となります。3月上旬までに必ず提出してください。提出がない場合、最高額の負担金額で決定させていただく場合があります。</p> <p>○令和7年度 課税非課税証明書(所得証明書)                      ○令和7年度 市民税・県民税納税通知書の写し</p> <p>○令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の写し</p>                                                                           |
| (4)就労証明書等の押印                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>保育を必要とすることの証明書の押印がない場合についても、申込みが可能です。(診断書は医師の押印等が必要)。ただし、無断作成又は改変を行った場合は、入室承諾を取り消します。</p>                                                                                                                                                                                                                                             |
| (5)4月1日から就労を開始する場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みが記載された就労証明書を提出してください。就労実績を3か月分記載された就労証明書を3か月経過後に改めて提出してください。</p>                                                                                                                                                                                                                                              |
| (6)2か所以上で就労している場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>勤務している全ての事業所が作成した就労証明書を提出してください。提出の際にダブルワーク等である旨を必ずお伝えください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (7)民営クラブと併願の場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>○必ず希望順位を決定のうえ、申込してください。</p> <p>○選考(結果通知)は各施設で実施します。なお、公営放課後児童クラブが入室承諾となった場合、下位で併願している施設による選考(結果通知)は行いません。</p> <p>○民営放課後児童クラブ(各事業者)が定める利用にあたっての注意事項、費用、入室案内等を必ず確認してください。</p> <p>○必要に応じて、申込状況を各施設と情報共有させていただくことがあります。</p>                                                                                                               |
| (8)申込み後に家庭状況(就労状況、世帯の状況等)に変更があった場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>選考指数が変わる可能性がありますので、速やかに保育課へご連絡ください。</p> <p>※申込内容に事実との相違や虚偽があった場合、入室承諾を取り消すことがあります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| (9)年度途中の申込について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>年度途中(5月以降)の入室は、前月5日頃が申込締切です。4月に待機となった方は当初申込書類をもとに、毎月(長期休業期間も含む)、審査を行います。世帯状況等に変更が生じた場合は、必要書類を申込締切日までに提出してください。</p> <p>※年度途中の申込締切は裏表紙参照</p>                                                                                                                                                                                            |
| (10)滞納がある場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>同一世帯において保育料または放課後児童クラブ負担金等の滞納がある場合、審査で不利となる場合があります。申込前に必ず納付を済ませてください。また、入室後に滞納が続く場合は退室していただく場合があります。</p>                                                                                                                                                                                                                              |

## 8 利用についての注意事項

|                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)利用方法について                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>○利用時間は就労証明書に記載された曜日・時間(就労時間+通勤時間)が基本となります。速やかなお迎えをお願いします。</p> <p>(例:土曜日は、原則就労証明書に記載のある方のみ利用できます。)</p> <p>○保護者のお仕事が休みの日は、お子さまと過ごしていただくようお願いします。</p> <p>※常態的に残業がある方や、終業時間が一定でない方、先にきょうだいを保育施設に迎えに行くなどの事情がある方は、入室決定後、支援員にご相談ください。</p>                                                         |
| (2)送迎時間について                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>○開室時間内に必ず送迎をお願いします。(例:午後7時00分にお迎えではなく、午後7時00分に完全降室してください。)</p> <p>○時間内に送迎が間に合わない場合は、親族等へ依頼またはファミリー・サポート・センター(8ページ参照)、子育てタクシー等を利用してください。</p>                                                                                                                                                |
| (3)合同保育について                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>児童数が少ない日や時間帯は、他のクラスと合同保育を行う場合があります。土曜日は、児童数により、通学する小学校の放課後児童クラブとは別の小学校にある放課後児童クラブで合同保育を行う可能性があります。</p>                                                                                                                                                                                     |
| (4)アレルギー疾患等について                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>クラブでは、おやつ提供(保護者負担)があります。「健康調査票」に漏れなく記入してください。</p> <p>○アレルギー疾患等を理由におやつ提供を一切希望しない場合は、利用月の前月末までに「負担金等免除申請書」を提出してください。また、ご家庭でおやつ準備をお願いします。</p> <p>○飲食物のアレルギー疾患がある場合、必要に応じて保険医療機関が交付する「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」の写しを提出してください。</p>                                                                      |
| (5)辞退・申込取下げ・退室について                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>○きょうだいが保育施設入所の待機となっている場合、放課後児童クラブ入室も待機となりますので「申込取下願」を提出してください。保育施設の入所が決まりましたら、ご連絡ください。改めて審査・選考を行います。</p> <p>○入室承諾後、利用開始前にクラブ利用の必要がなくなった場合は、早急に「申込取下願」を提出してください。利用開始月1日を過ぎて提出された場合は、翌月退室の取り扱いとなります。</p> <p>○お子さまとご相談した結果、クラブ利用の必要がなくなった場合は、入室中の方は「退室届」を提出してください。待機中の方は「申込取下願」を提出してください。</p> |
| (6)休室について                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>クラブをひと月以上休室する場合は、休室する月の前月15日までに保育課にご連絡ください。おやつ代が免除となる場合があります。なお、負担金は免除されません。</p>                                                                                                                                                                                                           |
| (7)関係機関との情報共有について                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>より良い保育を提供するため、必要に応じて、関係機関(在籍した幼稚園・保育所等及び所属小学校等)と児童についての情報を共有することがあります。</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| (8)習い事について                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>クラブには、学校の時間割と同様に活動スケジュールが存在し、職員はそのスケジュールに沿って保育業務を行っています。職員が個別に児童の習い事などに関する日程や時間をすべて把握し、習い事への送迎時に児童の安全確保を行うことは困難なため、習い事はクラブ登室日以外での利用をお願いします。</p>                                                                                                                                            |
| (9)入室後に家庭状況等に変更があった場合                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>児童の安全確保のため、就労の内容(就労日数・雇用期間延長等)、緊急連絡先、住所、世帯構成、送迎者、児童の健康状態等に変更があったときは、必ず職員に知らせてください。</p>                                                                                                                                                                                                     |
| (10)出席停止について                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>インフルエンザなど伝染性の強い病気に感染した児童及び学級閉鎖のクラスの児童は出席できません。集団感染を防止するため、家族が感染した場合も、利用を控えていただくようご協力をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                           |

## 9 その他放課後の過ごし方について(参考)

桶川市内には、公営放課後児童クラブ以外にも、小学生が放課後を過ごすための様々な施設・サービスがあります。お子さまに適した過ごし方について、ご家庭で相談していただきますようお願いいたします。

### (1) 民営放課後児童クラブ (※桶川市民営放課後児童クラブ保護者助成金対象)

各施設で、特色ある運営を行っています。詳細は、各民営クラブのホームページ等をご確認ください。

[桶川市ホームページ](#) [検索](#)

ホーム⇒子ども・教育・青少年⇒放課後児童クラブ・放課後子供教室  
⇒民営放課後児童クラブについて



#### <申込方法>

##### ①公営クラブと併願する場合・・・公営クラブと同時に申し込みください。(4月入室の申込時のみ)

受付方法：入室のてびき P3「受付から手続きまでの流れ」のとおりです。

提出書類：不要 ※提出された申込書類の写しを市から民営クラブに提供します。

##### 【注意点】

○必ず希望順位を決定のうえ、申込みしてください。民営クラブを第1希望とし、公営クラブの承諾を辞退した場合は「保護者助成金」の対象外となります。

○公営クラブは市で申込全員の審査・選考・結果通知を行います。民営クラブの審査・選考・結果通知は各民営クラブで行いますが、公営クラブが入室承諾となった場合、下位で併願している民営クラブによる審査・選考・結果通知は行いません。

○申込書類一式の写しを併願する民営クラブに市から提供します。(原則、改めて当該施設に提出する必要はありません。)

##### ②民営クラブのみ申込みする場合・・・各民営放課後児童クラブへ直接お申込みください。

令和8年度の受入予定など詳細については、各施設のホームページを確認のうえ、事業者へお問い合わせください。

#### <市内民営放課後児童クラブ一覧>

| クラブ名                    | 桶幼放課後児童クラブ                                                                                                    | ひがし放課後児童クラブ                                                                                                    | 桶川なのはな放課後児童クラブ                                                                              | プリン公園前児童クラブ                                                                                 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地                     | 南 1-2-4                                                                                                       | 南 2-1-12                                                                                                       | 下日出谷東 2-17-10                                                                               | 上日出谷 1269-115                                                                               |
| 電話                      | 048-729-6138                                                                                                  | 048-871-5186                                                                                                   | 048-782-7117                                                                                | 048-657-8144                                                                                |
| 受入実績・HP<br>令和7年<br>9月現在 | 西小<br>東小<br>桶川小<br>朝日小<br> | 加納小<br>東小<br>桶川小<br>朝日小<br> | 西小<br> | 西小<br> |
| 各施設からの連絡事項              | 併願申込みをする場合は、各施設への事前連絡を必ずお願いします。                                                                               |                                                                                                                |                                                                                             |                                                                                             |

※上記施設は、桶川市放課後児童健全育成事業費補助事業実施要綱による補助金交付を令和8年度に予定している民営クラブです。

#### 桶川市民営放課後児童クラブ保護者助成金

公営クラブを第1希望として申込みを行い、入室が待機(不承諾)となった児童の保護者に対し、その児童が、市内の民営クラブを利用する場合に、公営クラブとの月額利用料の差額の一部を助成する制度です。  
詳しくは保育課放課後児童クラブ係(788-4948)にお問合せください。

### (2) その他の民営放課後児童クラブ (※桶川市民営放課後児童クラブ保護者助成金対象外です。)

ホームページを確認のうえ、事業者へお問い合わせください。

| クラブ名           | 所在地      | 電話       | 開室            | 受付 | HP                                                                                    |
|----------------|----------|----------|---------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 桶川アフター<br>スクール | 若宮1-6-40 | 787-8787 | 夏休み等の<br>長期休業 | 随時 |  |

### (3)放課後子供教室(あいあい広場)

すべての子どもを対象として、放課後、小学校の一部をお借りして、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)をつくることを目的とし、実施しているものです。

対 象:市内全小学校の児童

活 動 日:月～金(平常授業で給食のある日) 放課後～午後4時35分

※実施期間、申込方法及び受付期間につきましては、令和 8 年4月以降に学校を通して配布するチラシをご確認ください。詳細につきましては、生涯学習・スポーツ推進課(☎788-4970 市役所4階)にお問合せください。

### (4)児童館

地域における児童の健全育成を目的に、児童に健全な遊びを提供するとともに、子育て支援拠点として位置付けし、乳幼児と保護者の交流の場として活動を行っている施設です。保護者の同伴が無い場合は、学校終了後に一度帰宅してから利用してください。また、在学する小学校の指示に従って安全な時間に帰宅してください。

対 象:18歳までの児童(就学前児童は、保護者同伴)

開 館 日:月曜日～土曜日、第1・第3日曜日

開館時間:午前9時～午後5時

住 所:末広2-8-29 総合福祉センター2 階

※詳細につきましては、児童館(☎728-7631)又は子ども未来課(☎788-4944 市役所2階)にお問合せください。

### (5)図書館

市内には 4 か所の図書館があります。児童向け図書、紙芝居等の活字に触れる機会として、ご活用ください。なお、保護者の同伴が無い場合は、学校終了後に一度帰宅してから来館し、安全な時間に帰宅してください。

| 施設名    | 住所                        | 開館時間                   | 休館日                        | 学習スペース |
|--------|---------------------------|------------------------|----------------------------|--------|
| 中央図書館  | 若宮 1-5-2<br>(おけがわメイン 3 階) | 午前 10 時00分<br>～午後9時00分 | 年末年始および<br>特別整理期間          | 有り     |
| 桶川図書館  | 西 1-5-21                  | 午前9時00分<br>～午後5時00分    | 毎週月曜日<br>年末年始および<br>特別整理期間 | 有り     |
| 川田谷図書館 | 川田谷 4405-4                |                        |                            | 有り     |
| 坂田図書館  | 坂田東 2-3-1<br>(フレスポ桶川内)    |                        | 年末年始および<br>特別整理期間          | 無し     |

※詳細につきましては、図書館ホームページ <https://www.okegawa-library.jp> をご確認ください。

### (6)ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、地域で子育て援助活動ができるように、「子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「子育ての手助けができる人(協力会員)」の橋渡しをするところです。

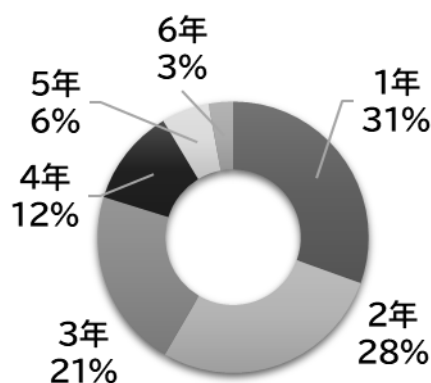
※詳細につきましては、子ども未来課(☎788-4944 市役所2階)にお問合せください。

## 10 その他の情報

### (1)クラブ利用者

放課後児童クラブは、小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、保護者が疾病、介護等により昼間家庭で保育ができない子どもを対象として、その放課後の時間帯において適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの放課後の遊び・生活を支援することを通じて、その子どもの健全育成を図ることを目的とする事業です。

右図のように全国的に利用者は低学年(1～2年生)の児童が大半を占めており、桶川市も同様の状況です。



全国の学年別登録児童数  
(厚生労働省)



## (2)クラブでの過ごし方

放課後児童クラブでの1日のスケジュール

| 時間       | 学校がある日       | 学校がない日(土曜日・長期休業) |
|----------|--------------|------------------|
| 午前7時30分  |              | 開室               |
| 午前9時00分  |              | 個別学習             |
| 午前10時00分 |              | 午前9時00分までに登室     |
| 午後0時00分  | 下校時間に合わせて開室  | 軽いおやつ・自由遊び       |
| 午後2時00分  | 下校後登室        | 昼食(弁当持参または事前注文)  |
| 午後3時00分  | 夏季:宿題 冬季:外遊び | 自由遊び             |
| 午後4時00分  | おやつ・清掃       | おやつ・清掃           |
| 午後5時00分  | 夏季:外遊び 冬季:宿題 | 自由遊び             |
| 午後7時00分  | 閉室           | 閉室               |

## (3)入退室管理システム

桶川市放課後児童クラブでは、児童の入退室管理等に「安心でんしょぱと」を導入しています。

アプリとICカードを使い、クラブの利用予定を登録したり、登録児童が入退室した際の「入退室メッセージ」やクラブからのお知らせを保護者に通知したりしますので、必ずご登録をお願いします。登録方法は承諾通知に同封いたします。

## (4)クラブで必要なもの

入室が決まりましたら、クラブで過ごすために必要な持ち物を各クラブからお知らせします。

<参考>

| 記名   | 内容                       | 用途・詳細                                                                                                                                                         |
|------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 記名不要 | 新品のタオル 1枚                | 身の回りのふきん用                                                                                                                                                     |
|      | ぞうきん 1枚                  | テーブル用                                                                                                                                                         |
|      | ビニール袋 1セット(30枚)          | おおよそ25cm×30cm<br>汗や外遊びで汚れた服を持ち帰るため                                                                                                                            |
|      | 液体薬用石鹸(泡タイプ) 1個          | 手洗い用                                                                                                                                                          |
|      | ボックスティッシュ 1箱             | 児童用                                                                                                                                                           |
| 記名必要 | 着替え一式<br>(まとめて巾着袋などに入れる) | ・洋服、下着、靴下など<br>着替えを持ち帰りましたら、補充してください。                                                                                                                         |
|      | 手ふき用タオル                  | 乾燥させるために室内でフックにかけておきますので、紐をつけてください。毎日取り替えてください。                                                                                                               |
|      | 防災頭巾(カバーなし)              | 学校とは別に用意をしてください。                                                                                                                                              |
|      | 弁当箱(保冷バッグ等)              | 給食がない日は弁当(保冷バッグ等)を準備してください。<br>※注意<br>・生ものや水分が多い食品は食中毒の原因になります。<br>・串やピック・爪楊枝などの使用は危険です。(加工品も含む)<br>・ミニトマト、ぶどう、うずらの卵、一口サイズのチーズ、こんにゃくゼリーなどは大きさによっては誤嚥の原因になります。 |
|      | 水筒                       | 学校と同じもので構いません。                                                                                                                                                |

## (5)桶川市学童保育連合会

桶川市学童保育連合会という任意の団体(保護者が加入)がありますが、市とは別の組織で運営等には関わっていません。入会・活動等につきましては、桶川市学童保育連合会にお問合せください。

## (6)根拠条例等

桶川市放課後児童クラブ設置管理条例、桶川市放課後児童クラブ設置管理条例施行規則に基づき運営しています。

## 11 令和8年度【4月1日入室】2次受付について

1次受付(令和7年10月15日～21日)に申込みをしていない児童の2次(追加)受付を次のとおり行います。

|      |                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------|
| 受付期間 | 令和7年10月22日(水)～令和8年2月13日(金)<br>※土曜、日曜、祝日、年末年始を除く<br>※郵送の場合、2月13日(金)消印有効 |
| 受付時間 | 午前8時30分～午後5時15分                                                        |
| 受付場所 | 桶川市役所 保育課(2階)                                                          |

- ◆1次受付の申込者の選考後の2次受付となります。
- ◆受入枠に余裕がある場合のみ2次申込者の入室決定を行います。
- ◆1次受付後に就労状況や家庭状況等に変更があった場合は、この期間中にお早めに必要書類を提出してください。

## 12 途中入室申込締切日

| 入室希望日                  | 申込締切日                           |
|------------------------|---------------------------------|
| 令和8年5月1日               | 令和8年4月6日(月)                     |
| 令和8年6月1日               | 令和8年5月7日(木)                     |
| 令和8年7月1日               | 令和8年6月5日(金)                     |
| 夏休み期間<br>(終業式翌日～始業式前日) |                                 |
| 令和8年8月1日               | 令和8年7月6日(月)                     |
| 令和8年9月1日               | 令和8年8月5日(水)                     |
| 令和8年10月1日              | 令和8年9月7日(月)                     |
| 令和8年11月1日              | 令和8年10月5日(月)                    |
| 令和8年12月1日              | 令和8年11月5日(木)                    |
| 冬休み期間<br>(終業式翌日～始業式前日) |                                 |
| 令和9年1月1日               | 令和8年12月7日(月)                    |
| 令和9年2月1日               | 令和9年1月5日(月)                     |
| 令和9年3月1日               | 令和9年2月5日(木)<br>※3月・4月は年度別に申請が必要 |
| 春休み期間<br>(終業式翌日～始業式前日) |                                 |

### 通年(4月～翌年3月)利用の申込

通年利用の申込をして入室待機となった場合、毎月及び長期休業の審査の対象となりますので、改めて申込む必要はありません。  
※不承諾は審査対象ではありません。

### 長期休業(夏休み・冬休み・春休み)のみ利用の申込

通年利用の申込ではなく、長期休業のみの利用を希望する場合、左記の申込締切日までに長期休業ごとの申込が必要です。

一度長期休業の申込をされた方は、就労証明書等の内容(雇用期間や就労時間等)に変更がなければ、その後の長期休業の申込は「P.4①入室申込書」だけを提出してください。

例)夏休みと冬休みだけ利用したい場合  
⇒夏休み分を6月5日までに申し込み、  
冬休み分を11月5日までにそれぞれ申し込む

※5月以降に利用承諾となった場合は、入室日の1～2週間前に通知を郵送いたします。



#### 《問い合わせ》

桶川市福祉部保育課  
桶川市泉一丁目3番28号  
048-786-3211(代表)  
048-788-4948(直通)  
桶川市 HP  
[www.city.okegawa.lg.jp](http://www.city.okegawa.lg.jp)

令和7年9月作成